



NTT東日本群馬支店

平成20年4月2日

NTT電話料金の返還を手口とした詐欺への注意喚起について

一昨年12月から、群馬県前橋市を中心に発生しております『NTT東日本』を名乗った標記の詐欺事件に関しましては、弊社といたしましても、①ホームページを活用した注意喚起の呼びかけ、②電話料金請求書同封物への注意喚起文の掲載並びに、報道機関の皆様のご協力による14度の注意喚起など被害の未然防止に努めてきたところです。しかしながら先日も同様の手口により実害に遭われたお客様が出てしまった旨の報道発表がなされており、また、いまだにお客様からのお問合せも後を絶たないことから、お客様が今後被害に遭うことがないように引き続き十分ご注意をお願いいたします。

なお、群馬管内における3月の同様の手口によるお問合せは、8件ございましたが、お問合せいただいたお客様につきましては被害には遭われておりませんでした。

一昨年12月以降、同様の手口が想定される電話に関するお客様からのお問合せは、群馬において、累計で160件となります。

NTT東日本では、お客様にお返りする料金が発生した場合、対象のお客様に対しまして個別に料金の返還方法をご確認させていただいたうえで、料金返還を行っております。お客様にATMの操作等を求めることは決してございません。

NTT東日本を騙り、ATMの操作を求める電話に対しましては、決して応じることはないようご注意ください。

なお、万一、不審な電話がかかった場合は、NTT東日本料金問合せ受付センター(問合せ先電話番号:0120-655-019、受付時間:9時~21時(年末年始除く) 通話料金無料)へお問合せいただくよう、よろしくお願いいたします。

＜参考＞NTT東日本における料金返還方法は次の3通りです。

1. 次回以降の電話料金より減算します。
2. お客様の指定口座に振り込みます。
3. NTT東日本営業窓口において現金返還します。

本件に関する報道機関からのお問い合わせ先
NTT東日本 群馬支店総務(広報)担当 027-326-0131